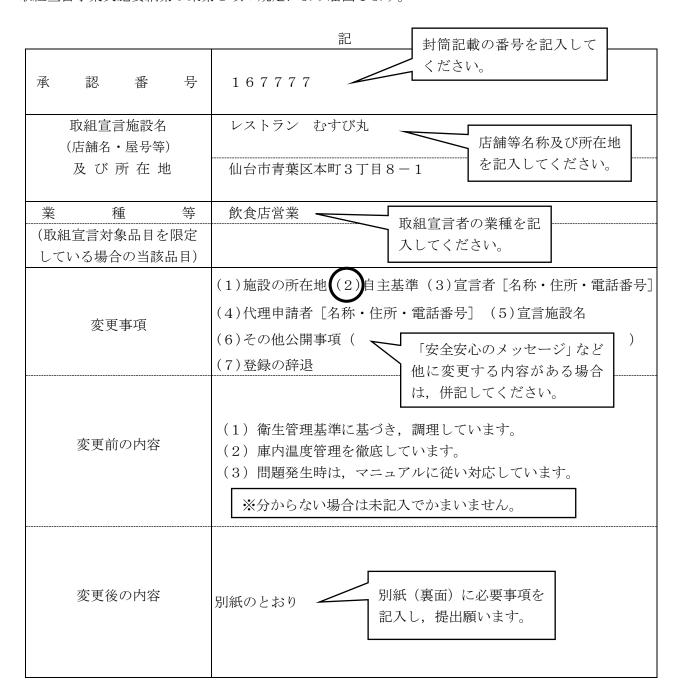
## みやぎ食の安全安心取組宣言登録変更届出書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿 申請者の住所・氏名を 住 所 仙台市青葉区本町3丁目8-1

みやぎ食の安全安心取組宣言の登録内容について、下記のとおり変更したいので、みやぎ食の安全安心 取組宣言事業実施要綱第9条第1項の規定により届出します。



## 食の安全安心に係る基準(自主基準)<sup>※1</sup> 取組宣言施設名(

	取組宣言施設名( ●●●●●●● )
1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画 <sup>※2</sup>	HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1)衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2)原材料の仕入伝票を保管しています。
(一般衛生管理に係る計画)	<ul><li>○原材料の受入の確認 原材料の受入時に外観,におい,包装状態,表示(期限,保存方法)を確認します。</li><li>○庫内温度の確認 始業前及び作業中に温度計で庫内温度を確認します。(冷蔵:10℃以下)</li></ul>
要綱別表1及び要綱別 表2を参照し、設定願 います。 また、各食品等事業者 団体が作成した手引書 を参照願います。	<ul> <li>○交差汚染・二次汚染の防止 冷蔵庫内の保管の状態を確認します。まな板、包丁などの器具は用途別に使い分け、扱った都度、十分に洗浄し、消毒します。</li> <li>○器具等の洗浄・消毒・殺菌 使用の都度、まな板、包丁、ボウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い消毒します。</li> <li>○トイレの洗浄・消毒 作業開始前にトイレの洗浄・消毒を行います。特に、便座、水洗レバー、手すり、ドアノブ等は入念に消毒します。</li> <li>○従業員の健康管理 従業員の体調、手の傷の有無、着衣等の確認を行います。</li> <li>○手洗いの実施 トイレの後、調理施設に入る前、盛り付けの前、生肉や生魚などを扱った後などに、適切に手洗い及び手指消毒を実施します。</li> </ul>
(HACCPに係る計画)	○加熱するもの(冷蔵食品を加熱し,熱いまま提供) ハンバーグなど:火の強さや時間,肉汁,見た目により加熱不足とならないよう,中心温度等を確認します。
業種毎に異なるため, 各食品等事業者団体が 作成した手引書を参照 願います。	<ul> <li>○加熱後冷却し、再加熱するもの</li> <li>フレーなど:加熱後速やかに冷却し、再加熱時には気泡が出る間で加熱し、提供します。</li> <li>○加熱後冷却して提供するものポテトサラダなど:加熱後速やかに冷却します。さらに、冷蔵庫より取り出したら時間をおかずにすぐに提供します。</li> </ul>
2 適正な表示の確認	米飯の産地情報について、店舗内に掲示しています。
3 問題発生時の対応	健康被害や異物混入などの問題発生時は,対応手順に従い迅速に対応します。
4 教育訓練の実施	衛生管理計画に関する研修会を行い、適切に衛生管理の実施及び記録の作成ができるようにしています。問題発生時の対応についても、研修を実施しています。
5 改善に係る取組	自主基準が適切に運用されているか年に1回確認し、必要があれば見直しを行っています。

6 感染対策に係る取組 (飲食店営業のみ)

独自の取組がある場合

右記は,参考であり,全

ての実施を求めるわけ

ではありません。アピ

ールしたいことがあれ

ば記入してください。

は, 記載願います。

○手洗い等の手指衛生定期的な手洗い等を来店者や従業員に呼びかける。

○換気

換気設備は、定期的に清掃を行い、徹底した換気を行う。

○緊急時の対応

国や県が示す感染対策の方針に従う。

基本的な感染対策として実施 願います。

○従業員等への周知徹底

感染対策について従業員へ周知徹底する。

【アピール項目(自主的な感染対策があれば記入してください)】

- ・ CO<sub>2</sub>センサーによって、店内のCO<sub>2</sub>濃度を測定し、適切な換気ができているか確認する。
- ・ 定期的にアルコール消毒薬等で客席を消毒する。
- ・ 必要に応じて、従業員はマスクを着用する。
- ・ 混雑を回避するため、予約システム等を活用する。

7 その他<sup>※3</sup> (

※1 自主基準の設定に係るガイドライン (要綱別表1) 1を満たしていること。

※2 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。

)

※3 独自に定める自主基準などを記入してください。

## 食の安全安心に係る基準(自主基準)\*1

取組宣言施設名( ●●●

•	•	•	•	_	•	•	•	
v	ਢ	▾	lacksquare	▾	lacksquare	ਢ	lacksquare	

_	取組宣言施設名 ( ●●●●●●● )
1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画 <sup>※2</sup>	HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1)衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2)原材料の仕入、製品の出荷の状況を記録しています。 (3)製品毎に年に2回以上、細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌を検査しています。
(一般衛生管理に係る計画)	<ul><li>○原材料の受入確認 原材料の受入時に、外観、品名、数量、保管温度などを確認します。</li><li>○庫内温度の確認 始業前及び3時間毎に、温度計で庫内温度を確認します(冷蔵:10℃以下)。</li><li>○交差汚染・二次汚染の防止</li></ul>
要綱別表1及び要綱別 表2を参照し,設定願 います。	冷蔵庫内の保管の状態を確認します。包丁,まな板などの器具は用途別に使い分け,扱った都度,十分に洗浄し,消毒します。 ○器具等の洗浄・消毒・殺菌
また、各食品等事業者 団体が作成した手引書 を参照願います。	使用の都度、まな板、包丁、ボウル等の器具類を洗浄し、または、すすぎを行い、 消毒します。 ○トイレの洗浄・消毒 1日に1回トイレ清掃手順に従って、洗浄・消毒を行います。
	<ul><li>○従業員の健康管理 就業前に従業員の体調を確認し、記録します。検便について 3 ヶ月毎に実施します。</li><li>○手洗いの実施 適切に手洗い及び手指消毒を実施します。</li></ul>
(HACCPに係る計画)	<ul><li>○加熱時の製品中心温度と加熱時間</li><li>製品の中心温度を測定し、測定後からの加熱時間を確認します。</li><li>○冷却時の製品中心温度と冷却時間</li></ul>
業種毎に異なるため, 各食品等事業者団体が	○市が時の製品中心温度と市が時間 冷却にかかる時間を確認し、製品の中心温度を測定します。 ○ラベル貼付時の製品確認
作成した手引書を参照 願います。	<ul><li>ラベルを貼りつける際に、異物や包装の破損等の異常がないことを確認します。</li><li>○金属検出機での異物検査 製品全てに金属異物が混入していないか、確認します。</li></ul>
2 適正な表示の確認	出荷時に表示が適切であることを確認しています。
3 問題発生時の対応	健康被害や異物混入などの問題発生時は、対応手順に従い迅速に対応しています。
4 教育訓練の実施	衛生管理計画の運用が徹底されるように、従業員に対する研修を定期的に 実施しています。
5 改善に係る取組	自主基準が適切に運用されているか年に2回確認し、必要があれば見直しを行っています。
6 その他 <sup>※3</sup> ( 情報の開示 )	自主検査の結果について情報開示を行っています。

- $_{1}$  自主基準の設定に係るガイドライン(要綱別表 1) 1 を満たしていること。
- ※2 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。
- ※3 独自に定める自主基準などを記入してください。

## 食の安全安心に係る基準 (自主基準) \*\*1

取組宣言施設名(

••••••

	<u>取組宣言施設名</u> ( ●●●●●●● )
1 衛生管理の基準 ・衛生管理計画 <sup>※2</sup>	HACCPに沿った衛生管理を行っています。 (1)衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録しています。 (2)商品の仕入伝票を保管しています。
(一般衛生管理に係る計画) 要綱別表1及び要綱別表2を参照し,設定願います。 また,各食品等事業者団体が作成した手引書を参照願います。	○受入の確認 外箱に異常はないか、品物名や数量など、注文通りに納品されている か、保管温度が守られたかを確認します。 ○庫内温度の確認 始業前、作業中、業務終了後に温度計で庫内温度を確認します。(冷蔵:10℃以下) ○交差汚染・二次汚染の防止 店内に消毒液を設置します。 試食販売を行う場合は、時間管理を行います。 ○器具等の洗浄・消毒・殺菌 台車、かごを洗浄し、ショーケースを清掃します。 ○トイレの洗浄・消毒 トイレ清掃手順に従い、午前・午後に各1回清掃を行います。 ○従業員の健康管理 就業前に従業員の体調、手の傷の有無、着衣等の確認を行います。 ○手洗いの実施 トイレの後、陳列作業に入る前などに、適切に手洗い及び手指消毒を実施します。
(HACCPに係る計画) 業種毎に異なるため, 各食品等事業者団体が 作成した手引書を参照	○陳列・販売温度の管理 ショーケースや棚等の陳列販売商品の温度を確認します。
願います。	
2 適正な表示の確認	陳列時に表示が適切であることを確認しています。
3 問題発生時の対応	健康被害や異物混入などの問題発生時は、対応手順に従い迅速に対応しています。
4 教育訓練の実施	衛生管理計画に関する研修会を行い,適切に衛生管理の実施及び記録の作成ができるようにしています。問題発生時の対応についても,研修を実施しています。
5 改善に係る取組	自主基準が適切に運用されているかについて年に1回確認し、必要に応じて見直しを行います。
6 その他 <sup>※3</sup> ( )	

- ※1 自主基準の設定に係るガイドライン(要綱別表1)1を満たしていること。
- ※2 生産者の場合は、生産工程管理計画と読み替えます。
- ※3 独自に定める自主基準などを記入してください。